(付 個 人 住 民 税 の

区分	平成24年	25	26	27
給 与 所 得 控 除	給与等の収入金額が 180万円までの場合 360万円までの場合 660万円までの場合 1,000万円までの場合 1,000万円超の場合 最低保障額 40% 30%+180,000円 20%+540,000円 10%+1,200,000円 5%+1,700,000円 650,000円	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,500万円までの場合 5%+1,700,000円 1,500万円超の場合 2,450,000円 (一定)最低保障額 650,000円 (24年度改正において措置)	同左	同左
給与所得者の	給与所得の金額の計算上、特定支出 の額が給与所得控除を超える場合に は、申告により、その超える部分を控 除することができる。	同左 (注)特定支出の範囲に, 弁護な 士, 公認会計士, 稅理許費 どの資性、稅理許費 及務費 (図書費, 衣び服費 突際費)を追加。 また, 適用判定の基準を 給与所得, 1500万円超の場 合は125万円)とする。 (24年度改正において措置)	同左	同左
専 従 者 控 除 (青色申告特別控除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務 の提供の程度等からみで労務の対価と して相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 (配偶者の場合 最高限度 (事業所得等の金額 1 申告特別控除 ① 事業所得で係る取り 事業所得で係る取り 主事業を営む青色申告者で、簿記の原 別に従い記録している者 (② ①以外の青色申告者	同左	同左	同左
公的年金等控除	(65歳未満の者) 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 (65歳以上の者) 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 1,200,000円 25%+375,000円 15%+785,000円 15%+785,000円 15%+785,000円 5%+1,555,000円	同 左	同左	同左

及び税率の推移

控 除 及 び 税 率)

28	29	30	令和元年	2
給与等の収入金額が、 180万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 1,000万円までの場合 5%+1,700,000円 1,200万円超の場合 2,300,000円(一定) 最低保障額 650,000円	総与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 2,200,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)	同左	同 左	総与等の収入金額が、180万円までの場合 40%-100,000円 360万円までの場合 30%+80,000円 660万円までの場合 30%+80,000円 20%+440,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 (所得金額調整控除) (1) 給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、23歳未満の扶養教方を又は特合をには、允金額の10%に相当する金額をには、た金額の10%に相当する金額を経験し所得の金額から控除する(15万円を控除し所得の金額から控除する(15万円を上限。)の給与等の金額(10万円を全額を、20%年を多額を発展がある。20%+440,000円 (一定) 550,000円 (一定) 5
同 左 (注) 平成28年分以後,適 用判定の基準を給与所 得控除額の2分の1と する。 (26年度改正において措置)	同左	同左	同 左	特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。 また、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、限度回数(1月に4往復)を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。(30年度改正において措置)
同 左	同左	同左	同 左	同左 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 ② ①以外の青色申告者 (注) 上記①の者であって大に掲げる要件のいずれかを満たす者 650,000円 イ その年分の事業に係る仕訳帳及び備付け及び保存を行っていること。 ロ その年分の所得税の確定申告書。等の提出財限までよるである。とは、日本の年分の所得税の確定申告である。とは、日本の提出財限までにおること。
同 左	同左	同左	同 左	①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合。 [65歳未満の者] 公的年金等の収入金額が,1,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 4,100,000円までの場合 4,100,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 1,100,000円までの場合 1,100,000円までの場合 1,100,000円までの場合 1,100,000円までの場合 1,100,000円までの場合 1,100,000円までの場合 1,100,000円を超え2,000万円以下である場合 上記①から10万円引下げ 3,2000万円はの場合 上記①から10万円引下げ 3,2000万円超の場合 上記①から20万円引下げ 3,2000万円超の場合 1,955,000円 1,

区	分	平成24年	25	26	27
		380,000円	同 左	同左	同 左
	基				
	礎				
	控				
	除				
所		380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配 偶者 480,000円	同左	同左	同左
	配	控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下 であること (注) 扶養控除の見直しに伴			
	偶	い,同居特別障害者加算の 特例措置に代え,同居特別 障害者に対する障害者控除 (75万円)を創設。 (22年度改正において措置)			
得	者	(20十尺以正(こわ)・(宿直)			
	控				
	除				
控					
除(続)	配偶者特	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。	同左	同左	同左
	別	75~76 " 3 "			
	控				
	除				

28	29	30	令和元年	2
同 左	同左	同左	同左	合計所得金額が2,400万円以下である居住者 480,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 である居住者 320,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下 である居住者 160,000円 合計所得金額が2,500万円超である居住者 については基礎控除の適用はできないこと とする。 (30年度改正において措置)
た (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)		居住者の合計所得金額が 900万円以下の場合 380,000円 (老人控除対象配偶者: 480,000円) 900万円超950万円以下の場合 260,000円 (老人控除対象配偶者: 320,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 130,000円 (老人控除対象配偶者: 160,000円) (注) 合計所得金額が 1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。 控除対象配偶者であり、居住者の合計所得金額が38万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (29年度改正において措置)	同 左	同 左 (注) 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が48万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (30年度改正において措置)
同(注 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	同左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 28~85万円以下 38万円 38万円 85~90 0 36 99~95 21 010~105 11 1 115~120 6 110~115 11 11 115~120 6 91 11 91 115~123 7 3 7 2	同左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 38万円 95~100 0 36 0 100~105 0 31 0 105~110 0 16 0 120~125 0 11 0 125~130 0 6 0 130~133 0 3 0 26 0 100~105 0 21 0 110~115 0 21 0 110~115 0 120~125 0 11 0 125~130 0 125~130 0 125~130 0 12 0 125~130 0 12 0 125~130 0 12 0 125~130 0 12 0 125~130 0 12 0 125~130 0 12 0 120~125 0 12 0 120~125 0 12 0 120~125 0 12 0 120~125 0 12 0 125~130 0 4 0 130~133 0 2 0

区	分	平成24年	25	26	27
	配偶者特別控除(続)				
		控除対象扶養親族(年齢16歳以 上) 380,000円	同 左	同左	同左
		うち、特定扶養親族(年齢19歳 以上23歳未満) 630,000円			
所	扶	うち, 老人扶養親族 (年齢70歳 以上) 480,000円 ただし, 老人扶養親族のうち,			
	養	同居している老親等 580,000円			
	控	(注) 同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に代え、同居特別障害者主除に(75万円) を創設(下欄参照)。			
得	除	(22年度改正において措置) (扶養親族の所得要件) 控除対象配偶者の場合 と同様			
控 除 (続)	障害者、寡婦(寡夫)、ひとり親及び勤労学生控除	控除額 270,000円該 270,000円該 270,000円該 36 40,000円 共養親族又は控除するる場合は, 750,000円 表場合は, 750,000円 表場合は, 750,000円 表場合は, 750,000円 表場合は, 750,000円 (22年度改正において 措置) (2) 察 寡後報 (2) 所得要件等 (2) 第 京衛年候 (2) 所得要件等 (2) (2) 保護 (2) 所得要件等 (2) 不	同左	同 左	同左

28	29	30	令和元年	2
		③居住者の合計所得金額が 950万円超1,000万円以下 の場合 38~85万円以下 13万円 85~90		③居住者の合計所得金額が950万円超1,000 万円以下の場合 48~ 95万円以下 13万円 95~100 / 12 / 100~105 / 11 / 105~110 / 9 / 110~115 / 7 / 115~120 / 6 / 120~125 / 4 / 125~130 / 2 / 130~133 / 1 / (30年度改正において措置)
高さなる、①非族親を②あ住すに等付 あ養けてにる親の旨がで居にか付務 者るを対書にあ住す類住そを明をを 居に適者申控者の該る非族生と書る。改 非族の住定養住そにすの親とこるるる。改 非族の住産性表居が旅証で高さまる。改 で扶受し等係る者る人とで居にか付務 で、大受し等係る者の最近で居にか付務 に適者申控者の該る非族生と書る。 では、親除居権扶居が旅証で居にか付務 を は、親除居権扶居が旅記で居にか付務 で、 は、親除居権扶居が旅証でる者とるる。 で、 は、親除居権扶居が旅証で居にか付務 で、 は、親除居権扶居が旅証で居にか付務 で、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	同左	同左	同左	同 左 (扶養親族の所得要件 (合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置) [令和5年分以後適用] 日本国外に居住する親族に係る扶養控験 の適用について、扶養控除の対象のよ居は であるで、はりるる。 ① 留学によった者 ② であるによった者 ② であるになった者 ② である親族の選以上70歳である住をいるであいまた。 (注)年齢30歳以上70歳である自然を がり、年齢30歳以上70歳である。 (注)年齢30歳以上70歳である自然を がの支払を38万円以上未満る自然を く。に注)年齢30歳以上70歳である複様を受ける居住者にあり、年齢30歳以上70歳で高者にかまた。 (注)年齢30歳以上70歳で産者にある適用を受ける居住者に掲げる記。 である親族(隣養控権企当する自然を く。には、対しる者に該と等をに記する書類とを明らかなも28様である。 (令和2年度改正において措置)
高者け、①る親の旨びで居にか付務 措 あ書受てに係る者る及者の一ら添義 てで障をしまにあ住す程住そを明をを 者る用対等にあ住す程住そを明をを 非族除居定書居が族証そる親とこるる。こ に独党る確障非族親を②ある者るすけ度 注親控る確障非族親を②ある者るすけ度 で第一次でできる者の一ち添義 て が終いた。ここのは、一次である。ここのは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	同左	控除額 同席	同左	控除額

(1) 無対政策	区	分	平成24年	25	26	27
医療費のうち、所得金額の			住宅、家財等の家庭用財産 の災害等による損失額のう ち、所得金額の10%を超える 金額。ただし、災害に直接関 連して支出された費用につい ての控除額は、所得金額の 10%相当額又は5万円のいず	同左	同左	同左
(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限 度額は、12万円。 ① 平成24年1月1日 以後に締結した保険契約等 (新契約) (イ) 一般生命保険料 所	所		医療費のうち、所得金額の 5%相当額と10万円とのいず れか低い金額を超える部分の 金額(最高200万円)。 (注) 医療費控除の対象 範囲に、介護福祉士等が診 療の補助として行う喀痰吸引 等に係る費用の自己負担分を			
(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限 度額は、12万円。 ② 平成24年 1月 1日 以後に締結した保険契約等 (新契約) (イ) 一般生命保険料 ~ 20,000円 支払保険料等 全額 20,001円~ 支払保険料等 40,000円の 男 場合 20,001円~ 支払保険料等 80,000円の 男 40,000円の 男 (一律) (ロ) 介護医療保険料 同 上 (ハ) 個人年金保険料 同 上		そ				
 ② 平成24年1月1日 以後に締結した保険契約等(新契約)・(イ) 一般生命保険料 所	得		各保険料控除の合計適用限			
控			① 平成24年1月1日 以後に締結した保険契約等 (新契約)			
控		所	~20,000円 支払保険料等			
控	控	得	20,001円~ 支払保険料等 40,000円の ×1/2+10,000			
(の場合 (一律)		控	80,000円の ×1/4+20,000			
同 上 (ハ) 個人年金保険料 同 上 (ア) で 平成23年12月31日以前に 締結した保険契約等 (旧契 約)		除	80,000円超 の場合 40,000円 (一律)			
除 同 上 ① 平成23年12月31日以前に 締結した保険契約等(旧契 約)			同上			
(続) 締結した保険契約等(旧契 約) おう	除		同上			
(1) 放び生 中 床機杆	(続)		締結した保険契約等(旧契 約)			
〜25,000円 の場合 全額						
25,001円~ 支払保険料等 50,000円の ×1/2+12,500 場合			25,001円~ 支払保険料等 50,000円の ×1/2+12,500			
50,001円~ 100,000円 の場合 フ ン 1/4+25,000 円			100,000円 の場合 円 ×1/4+25,000 円			
100,000円 50,000円 超の場合 (一律)			100,000円 超の場合 (一律)			
(ロ) 個人年金保険料 同 上 (22年度改正において措置)			同 上			

	I			
28	29	30		2
28 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (注) 未損控除 同 左 (注) 大	同左	令和元年 同 左	2 同 左

$\overline{\mathbb{X}}$	分	平成24年	25	26	27
		(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支 払った地震保険料等(最高 50,000円) (注) 平成18年末までに締結し た一定の長期損害保険契約 については従前どおりの控 除額が適用(地震保険料控 除と合わせて最高50,000円)	同左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
		(5) 社会保険料控除 支払額の全額		(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
		(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ① 小規模企業共済契約に係 る掛金 ⑪ 確定拠出年金の個人型年 金加入者掛金 ② 心身障害者扶養共済制度 の掛金		(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左 (注) 対象となる小規模企業者 の範囲に、宿泊業又は娯楽 業を営む者で、常時使用す る従業員の数が20名以下 (現行5名以下)となる者を 追加。	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
所	その	(注) 小規模企業共済等掛金の 範囲に,確定拠出年金の企 業型年金について個人が拠 出する企業型年金加入者掛 金(いわゆるマッチング拠 出)を追加。 (22年度改正において措置)			
得	他の	(7) 寄附金控除 ④ 国又は地方公共団体に対 する寄附金 ⑪ 指定寄附金		(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合に	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合に
控	所得	∅ 特定公益増進法人に対する寄附金⊜ 認定NPO法人に対する		おける控除について、次の 措置を講ずる。 1 適用対象となる総合特別区	おける控除の適用対象となる特定新規株式の範囲に, 国家戦略特別区域法に規定
	控	寄附金⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)○ 特定新規中小会社の特定		域法の指定会社に係る同法の 規定に基づく指定期限を2年 延長。 2 適用対象となる特定新規株	する一定の株式会社により 発行される株式で平成30年3 月31日までの間に発行され るものを追加。
除	除(対	新規株式を払込みにより取得をした場合におけるその年中に取得に要した金額		式の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年	
続	続)	(1,000万円を限度) について、寄附金の額(所得金額の40%を限度)のうち、 2千円を超える部分の金額を 所得控除する。 (注)		3月31日までの間に同法の規 定による指定を受けたものに より発行される株式を追加。	
		1 認定NPO法人等並びに一 定の要件を満たす公益社団・ 財団法人、学校法人、社会福 祉法人及び更生保護法人に対 する寄附について、新たに税 額控除制度を導入し、従来の 所得控除制度との選択制とす る。			
		2 特定新規中小会社が発行した株式を取用中小会社が発行した株式を取得した場合における控除の適用対無に、総合特特院 規模状の範囲が開始に、対策を持定の規模には、規定する指定を同様での規定には、対策では、対策では、対策では、対策では、対策では、対策では、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対象を対し、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を			

28	29	30	令和元年	2
(4) 地震保険料控除同左	(4) 地震保険料控除同左	(4) 地震保険料控除同左	(4) 地震保険料控除同左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる確定をの個の範囲に、公務員等共済金加入入者を通加。 (27年度改正において措置)	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除同左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
(7) 高同 社科学 (1) を (1) を (1) を (2) を (2) を (3) を (4) を	(7) 寄附 左 (注) 特定 大 (注) 大 (注) 特定 (注) 大 (注)	(7) おけん 地球で は で は で が と に で か 過 で が と で ま で か ま で ま で	(7) 寄附金控除同 左 (注) 特定新規中小会社が見た (注) 特定新規中小会社が見た (注) 特定 (注) 特定 (注)	(7) 寄附金控除 同一 (注) (全) (注) (主) (全) (主) (主) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型

区	分	平成24年	25	26	27
所					
	そ				
得	の他				
	の所				
控	得控				
	除				
除	続				
続					
		⑦ 配当所得を上積とし、配当 所得以外の所得と合わせた課 税総所得金額が1,000万円に	同左	同左	同左
		達するまでの配当所得の金額 について10%, 1,000万円を			
±10%		超える部分の金額について 5% 団 証券投資信託の収益の分配			
税	正施	については5% (課税総所得 金額が1,000万円を超えると			
	配	きは、その超える部分については2.5%)〔所法〕 ただし、公募証券投資信託			
	当	の収益の分配, 私募公社債等 運用投資信託の収益の分配,			
		特定外貨建証券投資信託の収益の分配,特定投資信託又は 特定目的信託の収益の分配,			
額	控	投資法人の配当等及び特定目 的会社の金銭の分配に係る配			
		当所得,株式配当等につき源 泉分離課税を選択した配当所 得,確定申告不要制度により			
	除	申告しなかった配当所得は配 当控除の対象とならない。 〔措法〕			
		(注) 申告分離課税制度を選 択した配当所得は, 配当			
控		控除の対象とならない。 〔措法〕 ※ 平成21年1月1日以後に			
		支払を受けるべき上場株式 等の配当等に係る配当所得			
		について適用。 (20年度改正において措置)			
	分配時				
除	調整外				
	整外国税相当額				
	当額控				
	控除				

28	29	30	令和元年	2
				指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、放棄払戻請求権相当額又は特定放棄払戻請求権相当額については、寄附金控除又は所得税額の特別控除の適用ができることとする。
				(注1) 放棄払戻請求権相当額及び特定放棄払戻請求権相当額は、20万円を超える場合には20万円とする。 (注2) 入場料金等払戻請求権の行使を令和2年2月1日から一定の日までの間にした場合において、当該科金等払戻したおいて、当該社戻したとうに対して一定の財制額以下の金額の寄附金の支出を過用できることとする。
同左	同左	同左	同左	同左
				(20位 1年34 丁) - よい、マ合同ル)
				(30年度改正において創設) 居住者等が集団投資信託の収益の 分配の支払を受ける場合において, その収益の分配に係る二重課税調整 が行われた外国所得税の額があると きは、その収益の分配に係る外属所 得税の額で収益の分配に係る所居住 者等が支払を受ける収益の分配に対 お等が支払を受ける収益の分配に対 応する部分の金額に相当する金額 (分配時調整外国税相当額)を,一 定の限度内で所得税額から控除する。

区	分	平成24年	25	26	27
))	十成24年 外国所得税(通常行われる取		同 左	同 左
	外国税	引くない一定、 がいたいでは、 がいたいでは、 では、 がいたが、 にない、 では、 がいたが、 にない、 では、 にない、 には、 にない、 には、 にない、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には			
	額	合の調整を、その適用を受け た年の翌年以後7年内の減額			
税	1.4.	に限る。 (21年度改正において措置) 2 複数の税率の中から納税者			
	控 除	と税務当時をいる税につる対決定される税につる対決定される税につる対策を表して、最も低い税率を上回所の場合を表して、分をとなる外国税額所得税があいたのは、数相対の規定によび、対相が、対して、相対のは、対して外国所得税を認めたおりたが、国外所税を開発し、は、国外所得に該当。			
額		(23年度改正において措置) (1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容]	(1) 住宅ローン減税 「制度の基本的内容]	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容]	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容]
控除(続)	住宅借入金等に係る税額控	居住者が、新築又は既存の居 住用家屋の取得等をして、6ヵ 月以内に居住に係る場合 月以内に居住に係る場合と 10年間(年間所得3,000万 所得税額から控除する。)にわ 前得税額の。)にわ 高田期限:平成25年12月31日 居住分)	同 左 (注) 適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。	中お得の者でりとさ宅存適 同门(注) 古いの書籍住の用事のまよとが生産と、まで、「一般では、」」に、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」に、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」に、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」に、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」に、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」に、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」に、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」に、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」」に、「一般では、」」」は、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「」」」は、「一般では、「」」」は、「一般では、「」」」は、「一般では、「」」」は、「一般では、「」」」は、「一般では、「一般では、「」」」は、「」」は、「」」」は、「」」は、「」」は、「」」は、「」」は、	同(注) ・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月30日まで1年6月70日まで1年6月70日まで1日本の際に、ける氏名を表しているのまなでは、1年1日の東を確は、1年1日の東を確は、1年1日の東を確は、1年1日の東をできるときません。
	除				

		_	A = -:	
28	29	30	令和元年	2
同左	同 左 (注) 控除限度額得である。 での源泉が国内に国外に国外に国外に国外に国外に国外にの変変がある。 での源のを観として定義。 (26年度改正において 置)	同 左	同 左 (注)(全和元年後適用) (全和元年後適用) (全和元年後適用) (会和元年後適用) (会和元年後適用) (会和元年代 (会和元年代 (会和元年代) (会和元年代代) (会和元年代的一元任代的元年代的一元任代的一元的一元代的一元的一元的一元代的一元的一元任代的一元的一元任代的一元的一元任代的一元的一元的一元的一元的一元的一元的一元的一元的一元的一元的一元的一元的一元	同 左 (注)(令和2年度改正) (令和4年分以後適用) 我が国で所得として認識されない金税 額に対して開発として外国所得として外国所得の別象から除外され居外国の得代の対象から除外さい相当するよう 税の額に、他の者居住者の所得に相当とみ額及して課される一定の外国所得税の額を追加。
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本 同 左 (注 1) 現行の居住と間に 現代で下の第一、築取いて でで、築取いて では、全のにつる。 (注 2) 適用日間に 適用日間に 12月31日消費法において が満た要がにある。 (注 2) 12月31日消費法において 指置)	(1) 制度 の災性なりと以屋しを適害すっ居が後等た除用 い者住等 (注) 日 用にるた (注) は のの災性なりと以屋しを適用を (注) 日 用にるため (注) 日 用にるため (注) 日 用にるため (注) 日 日にるため (注) 日 日にるたが (注) 日 日にるため (注) 日 日 に (注) 日	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左	(1) 住宅基本新名 (1) 個別 (1) (1) 個別 (1) 個別 (1) 個別 (1) 個別 (1) 例別	(1) 関方にですの特の。所と かまり間にといるでは、例ナ止存にで存の特の。所と かまり間にといるでは、例ナ止存にで存の特の。所と かいっしに供合たをを 該ナ止得でが家月にす除き で、

$\overline{\mathbb{X}}$	分	平成24年	25	26	27
		[控除額の計算] (控除期間) 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%	[控除額の計算] (控除期間) 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%	[控除額の計算] (控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 <u>平成26年1月から3月居住分</u> (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%	[控除額の計算] (控除期間) 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%
	住			<u>平成26年4月から平成29年居住</u> 分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%	
税	宅	② 認定長期優良住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分	② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分	② 認定住宅 <u>平成26年1月から3月居住分</u> (年末の住宅ローン等の残高)	② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分
	借	・1年目から10年目まで 1% (注)対象となる住宅に認定低 炭素住宅を追加。	・1年目から10年目まで 1%	3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%	・1年目から10年目まで 1%(注)
	入	从来且-C E E/III0		<u>平成26年4月から29年居住分</u> (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分	1 上記①一般の住宅及び②認 定住宅について,所得税から 控除しきれない場合には,次
額	金等			・1年目から10年目まで 1 % (注)	のいずれか小さい額を個人住 民税から控除することができ る(地方税法)。 ④ 住宅ローン控除可能額の
	に			1 上記①一般の住宅及び②認 定住宅について,所得税から 控除しきれない場合には,次	うち所得税において控除し きれなかった額 回 住宅ローン控除前の所得
+dr	係			のいずれか小さい額を個人住 民税から控除することができ る(地方税法)。④ 住宅ローン控除可能額の	税額。ただし、13.65万円 を上限とする。 2 上記①一般の住宅及び②認 定住宅における借入限度額等
控	る			うち所得税において控除し きれなかった額 団 住宅ローン控除前の所得 税額。ただし、次の金額を	は、住宅の対価の額又は費用 の額に含まれる消費税等の税 率が8%又は10%である場合 の金額であり、それ以外の場
	税			上限とする。 イ 平成26年1月から3月 居住分…9.75万円	合の借入限度額等は、平成25 年と同じとなる。
除	額			ロ 平成26年4月から29年 12月居住分…13.65万円 2 上記①一般の住宅及び②認 定住宅における平成26年4月	
(続)	控			から29年居住分の借入限度額 等は、住宅の対価の額又は費 用の額に含まれる消費税等の	
	除 (続)			税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。	

28	29	30	令和元年	2
[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] <u>平成26年4月から令和元年9月又は</u> <u>令和3年居住分</u> (控除期間) 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで	[控除額の計算] 同 左
			② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1% (注)上記の控除額の計算は、住宅 の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は 10%である場合のものであり、 それ以外の場合の控除額の計算 は、平成25年と同じとなる。 (注)(令和元年度改正) 令和元年10月から令和2年12月居住 分	
			(控除期間) 13年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1% ・11年目から13年目まで 次のいずれか少ない金額 ② 年末の住宅ローン等の残高× 1% ② 住宅の取得等の対価の額又は 費用の額(税抜価格の4,000万円 を限度)×2%÷3	
			② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで ・11年目から13年目まで 次のいずれか少ない金額 ④ 年末の住宅ローン等の残高× 1% ⑤ 住宅の取得等の対価の額(税 技価格の5,000万円を限度)× 2%÷3	
			(注) 1 入居11~13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲で個人住民稅額から控除(地方稅法)。 2 上記の控除額の計算は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の稅率が10%である場合のものであり、それ以外の場合の控除額の計算は、8%である場合は平成26年4月から令和元年9月又は令和3年居住分と、8%又は10%以外の場合は平成25年と同じである。	

X	分	平成24年	25	26	27
		(2) バリアフリー改修促進税制	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左(注) 適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。	(2) バリアフリー改修促進税制 (注) 下記のとおり控除率等を 見直し。 (25年度改正において措置)	(2) バリアフリー改修促進税制 (注) ・適用期限を令和元年6月30 日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番 号利用法の規定により氏名 及び住所等を確認すること ができるときは、住民票の 写しの添付を要しない。
税	住宅借入	[制度の基本的内容] 特定居住者が、その者の居住 の用に供する家屋について一定 のバリアフリー改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供す もケースのパリアフリーの修工事等に係る借入金のがリアフリーの 修工事等に係る借入金列会の 1,000万円以下の部分を対象と して次により算出した額の合計 額を5年間(年間所得3,000万 円以下の年に限る。)にわたり 所得税額から控除する。 ただし、この特例は、住宅 ローン減税及びバリアフリー改 修税額控除との選択適用とする。	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左
額	金等に	[控除額の計算] [控除期間] 5年 ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高… 2 % ② ②以外の住宅ローン等の残高… 1 %	[控除額の計算](技除期間) 5年同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 平成26年1月から3月居住分 (イ) 一定のパリアフリー改修 工事に係る工事費用から補 助金等を控除した金額 (200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高… 2% (四)(イ)以外の住宅ローン等の	[控除額の計算] [控除期間] 5年 (イ) 一定のバリアフリー改修 工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額 (250万円を限度) に相当する住宅ローン等の残高… 2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の 残高…1%
控	係 る			残高…1% 平成26年4月から29年居住分 (イ) 一定のパリアフリー改修 工事に係る工事費用から補 助金等を控除した金額 (250万円を限度)に相当す る住宅ローン等の残高… 2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の	(注)借入限度額等は、バリアフリー改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。
除	税額控			残高…1% (注) 平成26年4月から29年居住分の借入限度額等は、バリアフリー改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額で入股がの場合の場合で入り、チ額は、平成25年と同じとな	
(続)	除(続)	(3) 省工ネ改修促進税制	(3) 省エネ改修促進税制(注)適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。	る。 (3) 省エネ改修促進税制 (注) 下記のとおり借入限度額 等を見直し。 (25年度改正において措置)	(3) 省エネ改修促進税制 (注) ・適用期限を令和元年6月30 日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番 号利用法の規定により氏名 及び住所等を確認すること ができるときは、住民票の 写しの添付を要しない。

	00		A Tr = 4-	
28	29	30	令和元年	2
(2) ハリアフリー改修促進 税制 同 左 (注)適用期限を令和3年 12月31日まで2年6月 延長。(消費税率引上げ 時期変更法において措 置)	税制同左	(2) バリアブリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアブリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左
[制度の基本的内容] 同左 (注)現行の居住者が満た すべき要件と同様の要件の下で、非居住者が 住宅の新築取得等をし た場合についても適用 可能とする。	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左
[控除額の計算] (控除期間) 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間] 5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間)5年 同 左	[控除額の計算] [控除期間)5年 同左	[控除額の計算] (控除期間) 5年 同 左
(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注) 適用期限を令和3年 12月31日まで2年6月 延長。(消費税率引上げ 時期変更法において措 置)	・適用対象となる工事に 特定の省エネ改修工事	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左

- I	\triangle	₩ ct:04.4=	05	06	07
	分	平成24年 [制度の基本的内容]	25 「制度の基本的内容]	26 [制度の基本的内容]	27 「制度の基本的内容]
		国民度の選挙の評判的計算 居住者が、その者の居住の用 に供する家屋について一定の省 エネ改修工事等を行い、6ヶ月 以内に居住の用に供した場合の その省エネ改修工事等に係る借 入金残高の1,000万円以下の出し が報の合計額を5年間(年間所 得3,000万円以下の年に限る。) にわたり所得税額から控除する。 ただし、この特例は、住宅 担一ン減税及び省エネ改修税額 控除との選択適用とする。	[控除額の計算]	「一世界の一世界では、 「一	同 左 [控除額の計算]
	住	※ 「一定の省エネ改修工事等」 とは、省エネ改修工事のう	同 左	同 左 <u>平成26年1月から3月居住分</u> (イ) 一定の省エネ改修工事に	(イ) 一定の省エネ改修工事に 係る工事費用から補助金等 を控除した金額(250万円
±M.	宅	ち、改修後の住宅全体の省エ ネ性能が平成11年基準相当に 上がるものをいう。		係る工事費用から補助金等 を控除した金額(200万円 を限度)に相当する住宅	を限度) に相当する住宅 ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の
税		 [控除額の計算]		ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の	残高…1%
	借	① 特定の省エネ改修工事に 係る工事費用の額(200万 円を限度)に相当する住宅		残高…1% 平成26年4月から29年居住分	(注)借入限度額等は、省エネ 改修工事に係る費用の額に 含まれる消費税等の税率が
	入	ローン等の残高…2% 回		(イ) 一定の省エネ改修工事に 係る工事費用から補助金等 を控除した金額(250万円	8%又は10%である場合の 金額であり、それ以外の場 合の借入限度額等は、平成
dom	金			を限度) に相当する住宅 ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の	25年と同じとなる。
額	等			残高…1% (注) 平成26年4月から29年居	
	। ਜ			住分の借入限度額等は,省 エネ改修工事に係る費用の 額に含まれる消費税等の税	
	に			率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、	
+dr	係			平成25年と同じとなる。	
控	る				
	4 4				
	税				
7/\	額				
除	控				
(続	除				
	続続				

28	29	30		2
[制度の基本的内容] 同左 (注)現行の居住者が満た すべき要件と同様の要件の下で、非居住教期 中に住宅のには登り をした場合についい 適用できることとする。	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	[制度の基本的内容] 同 左	- [制度の基本的内容] 同 左
[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左
(4) 三世代同居対応 改修税 制 [制度の基本的内容] 所有不同居対応 で	(4) 三世代同居対応改修税 制 [制度の基本的内容] 同 左	(4) 三世代同居対応改修税 制 [制度の基本的内容] 同 左	(4) 三世代同居対応改修税 制 [制度の基本的内容] 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 制 [制度の基本的内容] 同 左
[控除額の計算] (イ) 一定の三世代同居対 応改修工事に係る工事 費用 (250万円を限度) に相当する住宅借入金 等の年末残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅借入金 等の年末残高…1%	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左

X	分	平成24年	25	26	27
	政治献金税額控除	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 [控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支出した政党等に対する献金の合計額=2千円)×30% 税額控除額は、納稅者の納付する所得稅額の25%相当額を限度とする	同左	同 左 (注)適用期限を令和元年12月 31日まで5年延長。	同左
税	認	個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びにPST要件や情報公開要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人(以下「認定NPO法人等」という。)に対する寄附金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。	同左	同 左	同 左 (注) 対象となる学校法人等(保育所を設置する社会福祉法人を含む。)のPSTの絶対値要件(3,000円以上の寄附をする判定基準寄附者の数が100人以上であること)について、次のいずれの要件も満たすこととする。イ 3,000円以上の寄附をする判定基準寄附者の数が
額	定NPO法人				100人以上(設置する学校 等の定員が5,000人に満た ない学校法人等は[定員数 ÷5,000×100人](最低10 人)以上)であること ロ 上記イの判定基準寄附者 に係る寄附金の額の年平均 額が30万円以上であること
控	等に寄附をし				
除(続	た場合の				
	の税額控除				
		〔控除額の計算〕 税額控除額= (その年中に支 出した認定NPO法人等に対す る寄附金の合計額-2千円)× 40% 税額控除額は、納稅者の納付 する所得稅額の25%相当額を限 度とする。			[控除額の計算] 同 左

28	29	30		2
同左	同左	同左	同左 (注)(令和元年度改正) 適用期限を令和6年12月 31日まで5年延長。	同左
同左 (注) ① すまとなる公益社社団・第一保人の上等、保人の上等、保人の上海・保人の上海・保人の上海・保人の上海・大きり、3,000 基金 対域 は 100 と が 100 と 100 で 100 を 100	同左	同 左	同 左	同 左 (注)

区分	分	平成24年	25	26	27
税	耐震改修税額控除	をした場合,実際の耐震改修費用から補助金等を控除した金額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。(平成23年6月30日以後平成25年12月31日までの間に耐震改修に係る契約を締結する場合に適用) (注)(平成23年6月30日前に契約した場合)地方公共団体の作成した一定の計画区域内において、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合,実際の耐震改修費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除	同 左 (注)適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。	建築された住宅の一定の耐震 改修工事をした場合,標準的	築された住宅の一定の耐震改修 工事をした場合、標準的な工事 費用相当額から補助金等の額を 控除した金額(250万円を限度) の10%相当額を所得税額から控 除する。 ただし、耐震改修工事に要し た費用の額に含まれる消費税等 の税率のうちに8%又は10%が 含まれる場合の金額であり、そ れ以外の場合は、上記の250万 円は200万円となる。 (平成26年4月1日から平成29 年12月31日までの間に耐震改修 を行った場合に適用)
控 除 (続)	特定の改修工事をした場合の税額控除	(1) バリアフリー改修税額控除 (21年度改正において創設) 特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその費用の額から補助金等の額を控除した金額と標準的な工事費用額(150万円を限度。以下、「のが上事限度額」という。)の10%相当額を所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅ローン減税及びバリアフリー改修促進税制との選択適用とする。 (平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間にバリアフリー改修を行った場合に適用)	同 左	た場合 同 左 ② 平成26年4月から平成29年 12月までの間にバリアフリー 改修を行った場合 特定居住者が、その者の居 住の用に供する家屋について 一定のバリアフリー改修工事 を行い、6ヶ月以内に居住の 用に供した場合のそのバリア フリー改修工事に係る標準的 な工事費用相当額から補助金 等の額を控除した金額(200 万円を限度。)の10%相当額	特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(200万円を限度。)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅ローン減税及びバリアフリー改修進税制との選択適用とする。(平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間にバリアフリー改修を行った場合に適用)(注1)バリアフリー改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の法は10%が含まれる場合における改修工事限度額は150万円となる。

28	29	30	令和元年	2
同 左 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法において措置)		同左	同左	同左
(1) バリアフリー改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法において措置)	同左	(1) バリアフリー改修 税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修 税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修 税額控除 同 左

				. 17	। ज	176)	
区	分	平成24年	25		26			27	
税	分特定の改	平成24年 (2) 省エネ改修税額控除 (21年度改正において創設) 居住者が、その者の居住の 用に供する家屋について一定 の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事費 用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度。(以下、「断熱改修工事限度額」という。)太陽光発電装置を設置する場合は、300万円を限度。の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅ローン減税及で省エネ改修促進税制との選択適用とする。 (平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間に省エネ改	25 (2) 省エネ改修税額控除 同 左 (注)適用期限を平成29年12月 31日まで5年延長する。	(2) 省 平間 同 平月っ居に省ヶ場係か金光,10%		控除 らを らエ 者つ事のネ事額を置き、税 のいを 用ひ費を度る。 からない 居ていと 用ひ費を度る。 からに 修用性に (場別を) からない という はいい はい	居住省: 月 名 名 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	27 これでは、	頂控除 の
額控	以修工事をした場合の税額控	修を行った場合に適用) (注) (平成23年6月30日以後に省エネ改修工事に係る 契約を締結する場合) 補助金等の交付を受ける場合は、省エネ改修工事に係る費用から差し引くこととする。 (23年度改正において措置)		た省適 (注) 看 (注) 看 (注) で おい、 こ に に に に に に に に に れ に れ に れ に れ に れ に	の年に限る)。 だよさな 用当年の でし、 は修る。 はから はがり、 はかり、 はかり、 はかり、 はかり、 はかり、 はかり、 はかり、 はか	ーン減税 報制との 表 制 との ま と る り る り る の 場 度 は 額 れ に 額 れ に 額 れ に る の る の も ら て る の も ら て る の も ろ を る と る と る と る と る と る と る と る と る と る	用税含そ改(場2)適まで調利用の名の本がは、場2)適利にあるでは、場2)できる。	質に含まれる のうちに89 に含まれる場合に89 以外の場合に上半発電装置 は300万円) の会数ののでは、 お300万円) で1年6月5年6月5年6月5年6月5年6月5年6月5年6月5年6月5年6月5年6月5	口元年6月30 延長。 送務署長が番 こより氏名及 することがで 民票の写しの
除(続)	· 除 (続)								

00	20	20	∆ 1n = ⊄	0
(2) 少十分34枚新物10	(2) タエラル放発症が応	(2) 少工 > 30 板形矩地	令和元年	2
(2) 省エネ改修税額控除 同 左 (注1) 現行の居住者が満たすべき要件 と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合 についても適用できることとする。(注2) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)	(2) 省工永改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除 同左	(2) 省工ネ改修税額控除
(3) 三世代同居対応改修税額控除 個人が、その者の所有する居住 用の家屋について一定の三世代同 居対応改修工事を行い、6ヶ月以 内に居住の用に供した場合のその 三世代同居対応改修工事を係る 整	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同左	(3) 三世代同居対応改 修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改 修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改 修税額控除 同 左

X	分	平成24年	25	26	27
税	特定の改修工事をした場合の税額控除(続)				
控 除 (統)	認定住宅の新築等をした場合の税額控除	(21年度改正において創設) 居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から平成25年12月31日までの間に居住の日から6ヶ月以内に限らには、その認定長期港及び設備に低、その認定を表期の200万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除(翌年繰越可)する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅ローン減税との選択適用とする。	同 左 (注)適用期限を平成29年12月 31日まで4年延長。	同 左 (1) 平成26年1月から3月まで居住分 同 左 (2) 平成26年4月から3月まで居住分 同 左 (2) 平成26年4月から平成29年 12月まで居住と認定長期優の新3元長年に設定を長期で展生を認定の表生に2月31日とりまでしている。 (2) 平成20年12月3日とりには20年12月3日とりには20年12日までの間に居住のの第年ではは20年12日の第年では20年12日の第年では20年12日の第年では20年12日の第年では20年12日の選択適用とする。 (注) 平成26年4月の控析の別との選択の事件に関しての選択適用とする。 (注) 平成26年4月の控析の場との選択の事件に関しての選択の事件に関しての選択である場合の金の金の場合の場である場合の場である場合の場合の場である場合の場である場合の場合の場である場合の場合の場である場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場	同 左 (注) 控除対象限度額は、住宅の対価の額関である消費税等の税等の税等の税等の税等の税場合の金額であり、それ以外の場合の控除対象限度額は、平成25年と同じとなる。 (注) ・適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定によることがは、住民票の写しの添付を要しない。

28	29	30	令和元年	2
28	(4) 耐久性向上改修税額控除 個人が, その者の所有する居住用の家屋につい修工事工事(耐震改修,省工本改修工事又はこれらののに限る。)を行い,6ヶ月との形に居る。)を行い,6ヶ月との日に居る。)を行い,6ヶ月との日に居る。)を行い,6ヶ月との日に居る。)を行い。日本の人性の上のののののののののののののののののののののののののののののののののの			2 (4) 耐久性向上改修税額控除 同左
同 左 (注1) 現行の居住者が満た すべき要件と同様の要 件の下で、非居住者期 間中に住宅の増改築等 をした場合についても 適用できることとする。 (注2) 適用期限を令和3年 12月31日まで2年6月 延長。(消費税率引上 げ時期変更法において	(平成29年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用) 同左	同左	同左	同左
措置)				

		T	T		
<u>X</u>	分	平成24年	25	26	27
	電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除	(19年度改正において創設) 電子申告により所得税の確定 申告書を各年の翌年3月15日ま でに提出する際、併せて本人労 電子署名と電子証明書とを送信 した場合に3,000円(その年の 所得税額を限度)を所得税額か ら控除する。	電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除は、平成24年分をもって廃止。	_	-
7		(1) 退職所得 動続年数1年につき、勤続 年数20年まで40万円、20年超 70万円を乗じた金額(最低限 度額80万円、障害者になった ことにより退職する場合はった らに100万円加算)を収入金 額から控除し、その控除後の 金額の2分の1相当額を課税 所得とし、分離課税とする。	(1) 退職所得 同 左 (注) 退職手当等の支払者の役 員等(役員等としての勤続 年数が5年以下の者に限 る。)が支払を受ける特定役 員退職手当等に係る退職所 得の課税方法について退職 所得控除額を控除した退職 の2分の1とする措置を廃 止する。	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左
Ø	特	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必 要経費を控除した残額から50 万円を控除し、5分5乗によ り分離課税とする。	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
他	別	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除 し、その残額のうち、長期	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
Ø	控	譲渡所得に係る部分の金額 の2分の1に相当する金額 と短期譲渡所得に係る部分 の金額との合計額を総所得 金額に算入する。			
控	除	② ただし、土地・建物等に 係る譲渡のうち一定のもの については、譲渡益から特 別控除額(5,000万円特別 控除等)を控除して課税す	② 同 左	② 同 左	② 同 左
除	等	る。 (21年度改正において創設) 平成21年及び22年に取得した 土地等の長期譲渡所得について は、譲渡益から1,000万円を控 除する。			
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得 るために支出した金額を控除 した金額から50万円を控除 し、その残額の2分の1に相 当する金額を総所得金額に算 入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左

28	29	30	令和元年	2
-	-	-	_	-
(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得同左
(2) 山林所得 同 左				
(3) 譲渡所得 ① 同 左				
				0T 4
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	②同 左
(4) 一時所得 同 左				

区	分	平成24年		25	26	27	
税率	一般の税率	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 195万円を超える金額 330 / 695 / 900 / 1,800 /	5% 10 " 20 " 23 " 33 " 40 "	同 左 (参考)復興特別所得税 ・平成25年(2013年)1月か ら令和19年(2037年)12月ま での措置として,所得税額に 対して2.1%の付加税。 ・納税義務者・源泉徴収義務 者は所得税の納税義務者・源 泉徴収義務者と同じ。		課税総所得金額が、 195万円以下の金額 195万円を超える金額 330	5% 10% 20% 23% 33% 40% 45% 置)

28	29	30	令和元年	2
同左	同 左	同 左	同 左	同 左